

海上保安庁告示第百六十三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二及び第二十条の五の規定並びに海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項及び第二項並びに第二十三条の四の規定に基づき、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第十四条の二及び第三十七条の四第一項並びに海上交通安全法（昭和四十七年法律第一百五号）第十条の二及び第二十九条の三第一項の規定を実施するため、港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示を次のように定める。

平成二十二年七月一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示

- 1 港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法及び同規則第二十条の五の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、別表の上欄に掲げる航路ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる方法（関門港にあつては指示の方法に限る。）及び海上保安庁の船舶からの呼びかけその他の適切な方法とする。

- 2 海上交通安全法施行規則第八条第一項及び第二項の規定による指示の方法並びに同規則第二十三条の四の規定による勧告の方法は、別に定めるもののほか、海上保安庁の船舶からの呼びかけその

他の適切な方法とする。
別表

航路	仙台塩釜港航路	方 法
関門港 若松航路 奥洞海航路	一 V H F無線電話 イ 呼出名称 しおがまほあん ロ 周波数 (1) 呼出し及び応答用 一五六・八〇MHz (チャンネル一六) (2) 通信用 一五六・六〇MHz (チャンネル一二) ハ 使用言語 日本語又は英語 ニ 電話 〇二二 三六五 九七七〇	一 V H F無線電話 イ 呼出名称 わかまつこうないほあん

<p>□ 周波数</p> <p>(1) 呼出し及び応答用 一五六・八〇MHz (チャンネル一六)</p> <p>(2) 通信用 一五六・六〇MHz (チャンネル一二)</p> <p>八 使用言語 日本語又は英語</p> <p>二 電話</p> <p>〇九三 八七一 二四八二</p>

附 則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。